

第7期 第1回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日時：令和6年11月18日（月）午後6時30分～

場所：オンライン会議

次 第

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 委員の紹介
- 3 横浜市子ども・子育て会議の概要説明
- 4 審議事項
委員長及び副委員長の選出について
- 5 部会委員、部会長及び職務代理者の指名について
- 6 報告事項
 - (1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画) 策定について
 - (2) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画素案の検討状況について
 - (3) その他

資料1	第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿
資料2	第7期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿
資料3	横浜市子ども・子育て会議の概要、横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
資料4-1	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）策定について
資料4-2	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン素案の検討状況について
資料5	第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画素案の検討状況について
参考資料1	第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画 素案

第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てつぺい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	あかし よういち 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	うえおか ともこ 上岡 朋子	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
5	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
6	おおひなた まさみ 大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
7	【新】 かない ひろゆき 金井 宏之	市民委員
8	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
9	しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
10	しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
11	たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
12	つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
13	【新】 にわ ゆき 丹羽 由貴	市民委員
14	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
15	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
16	ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
17	まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所女性会 副会長
18	みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
19	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
20	やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

第7期横浜市子ども・子育て会議 臨時委員名簿

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等
保育・教育 部会	【新】 いなだ りょうた 稲田 遼太	一般社団法人ラシク045
	おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
	おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
	もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
	やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授
放課後部会	【新】 かねふじ こ 金藤 心ゆ子	文教大学人間科学部 教授
	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国土館大学文学部 教授
	だかさぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
	ほしな ゆうこ 保科 優子	横浜市小学校校長会 副会長
	まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
青少年部会	しまだ のりたか 島田 徳隆	NPO法人アンガージュマン・よこすか 理事長
	ひらもり よしのり 平森 義教	横浜市立中学校長会 生徒指導部会 副部長
	みわ のりえ 三輪 律江	横浜市立大学院都市社会文化研究科 教授
	やお さとし 矢尾 寛史	神奈川県弁護士会所属弁護士
	やなだ りえこ 梁田 理恵子	横浜市民生委員児童委員協議会 副会長
	よこた たかゆき 横田 孝行	横浜市立高等学校長会 庶務
	【新】 よこやま けいこ 横山 恵子	横浜創英大学看護学部看護学科 教授

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部 長	総務部長	武 居 秀 顕
	総務部医務担当部長	岩 田 眞 美
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	片 山 久 也
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
	こども福祉保健部担当部長	柴 山 一 彦
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	保育・教育支援課長	大 槻 彰 良
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	槇 村 瑞 光
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	須 山 次 郎
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	野 澤 裕 美
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥 津 秀 子
	地域子育て支援課医務担当課長	小 川 幸
	こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
障害児福祉保健課長	高 島 友 子	
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石 神 光	

事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課担当係長	生 野 元 康

横浜市子ども・子育て会議の概要

1 趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づき、本市の子ども・青少年施策の推進等に関する事項を調査審議する附属機関として「横浜市子ども・子育て会議」を設置しています。

2 審議事項

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項に関する調査審議
 - ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること
 - イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること
 - ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
 - エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する調査審議

幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止命令、認可取消、設備運営基準の向上の勧告に関すること
- (3) その他子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項の調査審議
- (4) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定及び評価するための調査審議

3 委員

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、子育て当事者・支援者、保育・教育関係者、保健医療関係者、公募による市民委員など、幅広い分野から委員にご就任をいただいています。

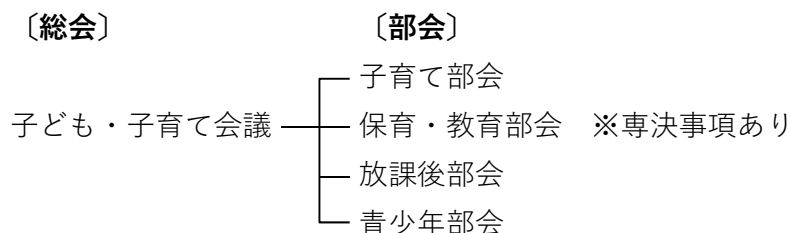
また、特定の分野を専門的にご審議いただくため、部会を設置しています。部会の委員には、本会議委員をはじめ、臨時委員にもご参加いただいています。

4 組織構成

横浜市子ども・子育て会議においては、特定の分野を専門的にご審議いただくため、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会の4つの部会を設置しています。

なお、特定教育・保育施設の認可等の個別審議を数多く行うことが想定される保育・教育部会については、部会の調査審議事項の一部について、部会の専決事項とし、保育・教育部会の決定を子育て会議の決定とすることとしています。

また、保育・教育部会において、部会の専決を行った場合は、次回の子ども・子育て会議において報告することとしています。



5 各部会の主な所掌事項

(1) 子育て部会

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること
(利用者支援に関する事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携等)

(2) 保育・教育部会（アンダーライン：専決事項）

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること
(施設型給付、地域型保育給付、利用者支援に関する事業、時間外保育事業、一時預かり事業、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容等)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること
- 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること
- 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること
- 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること
- 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること
- 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること

(3) 放課後部会

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること
(放課後児童健全育成事業、放課後施策に関連する事業等)

(4) 青少年部会

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること
(青少年施策に関連する事業等)

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市子ども計画)策定について

1 趣旨

現行の第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)が令和6年度で終了となることから、今年度、第3期事業計画(令和7年度~11年度)を策定します。

令和5年3月以降「横浜市子ども・子育て会議」(部会及び総会)における検討を踏まえ、6年10月に素案を公表し、10月17日から11月15日まで素案に対するパブリックコメントを実施しました。

今後、パブリックコメントの結果等を反映し、原案作成を進め、令和7年3月に計画を策定する予定です。

2 子ども・子育て会議における第3期事業計画に係る検討経過

実施年月		審議内容等	
令和5年	3月22日	総会	第3期事業計画策定のスケジュールを報告
	6月~7月	各部会	子育て家庭を対象とした「利用ニーズ把握のための調査(以下、ニーズ調査)」(※1)に係る審議 (子育て部会1回、保育・教育部会2回、放課後部会1回、青少年部会1回)
	7月31日	総会	ニーズ調査(※1)に係る審議
	10月1日~ 11月21日	ニーズ調査(※1)の実施	
	11月21日	総会	第3期事業計画策定の方向性の審議
令和6年	3月	各部会	骨子案の審議 (子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会各1回)
	6月10日	総会	骨子案及び量の見込みに用いる推計児童数についての審議
	7月~9月	各部会	素案(案)(※2)の審議 (子育て部会2回、保育・教育部会3回、放課後部会1回、青少年部会1回)
	9月10日	総会	素案(案)(※2)の審議
	9月17日	令和6年第3回市会定例会に素案の検討状況を報告	
	10月17日~ 11月15日	素案に対するパブリックコメント(※3)	

※1:子ども本人へのアンケートを含む

※2:保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を含む

※3:やさしい版資料を用いて、子どもたちからも広く意見を募集

3 素案の概要について

別添(資料4-2)

4 今後のスケジュール(予定)

年月(予定)		スケジュール
令和6年	12月	令和6年第4回市会定例会及び、子ども・子育て会議総会に対し、パブリックコメントの実施状況及び原案の検討状況の報告
令和7年	2月	原案公表、令和7年第1回市会定例会への報告
	3月	子ども・子育て会議総会に対し、原案報告、第3期事業計画策定

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画) 素案の 検討状況について

1 趣旨

現行の第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)が令和6年度で終了となることから、今年度、第3期事業計画(令和7年度～11年度)を策定します。

第3期事業計画策定にあたり、本市附属機関である「横浜市子ども・子育て会議」において素案の検討を進めてまいりましたので、検討状況を報告します。

2 第3期事業計画策定にあたっての基本的な考え方

第2期事業計画の基本理念や施策体系を踏まえつつ、横浜市中期計画等の関連計画との整合を図るとともに、新たな課題への対応や取組(子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法及びこども大綱を踏まえた対応、支援の量的拡充を踏まえた質の向上等)について盛り込みます。

3 素案(案)の概要

第1章 計画について

(1) 趣旨及び位置づけ

本市の子ども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置づけに加え、こども基本法及び横浜市子ども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(3) 対象

心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。

また、若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

(1) 人口や少子化の状況

○令和6年の本市の18歳未満人口は約51.4万人で、平成26年と比較して約1割減少

(2) こども・家庭の状況

- 母親の就労、共働き世帯の割合が増加
- 日中の定期的な教育・保育事業を利用しているこどもが増加
- 妊娠中や出産後半年くらいまでの間の子育てに対する不安感が高い状態が継続
- こどもの安全・安心で身近な居場所へのニーズが増加
- 不登校やいじめ、虐待、自殺企図、ひきこもり、無業状態、こどもの貧困等様々な課題
- 児童虐待相談対応件数は令和5年度には14,035件と過去最多

(3) 地域・社会の状況

- 地域とつながる場や機会、子育てに対する周囲の理解に対する期待の高まり
- 子育て支援サービスの利用等におけるデジタル活用に対するニーズの高まり

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

(1) 目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

(2) 計画推進のための基本的な視点

- ①こどもの視点に立った支援
- ②すべてのこどもへの支援
- ③それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- ④こどもに内在する力を引き出す支援
- ⑤家庭の子育て力を高めるための支援
- ⑥子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- ⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

第4章 施策体系と事業・取組

第3期事業計画は、こども基本法に基づく最初の「こども計画」となることや、横浜市中期計画の基本戦略において「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえ、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として新たに重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進していきます。

<概要については後述（「4 重点テーマ・各基本施策の概要」）>

(2つの重点テーマ及び3つの施策分野と9つの基本施策)

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す
施策分野1 すべてのこども・ 子育て家庭への 切れ目のない支援	基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策2 地域における子育て支援の充実
	基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野2 多様な境遇にある こども・子育て 家庭への支援	基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野3 社会全体でのこども・ 子育て支援	基本施策9 社会全体でこども・若者を大切に する地域づくりの推進

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

事業計画では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（確保量）を定めることとされています。

国の基本指針等に基づき、令和5年度に実施した「利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めます。

第6章 計画の推進体制等について

第2期計画に引き続き、様々な主体により計画を推進するとともに、計画の着実な推進のため、「横浜市子ども・子育て会議」において実施状況の点検・評価を実施します。

また、こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成やこども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を推進します。

第3期事業計画では、新たにこどもの意見を施策へ反映するための体制整備を行い、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映の取組を進めます。

4 重点テーマ・各基本施策の概要

重点テーマⅠ・Ⅱ

重点テーマⅠ すべてのこどものウェルビーイングを支える

【方向性】

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

指標	直近の現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 (①将来の夢や目標をもっていますか/②自分のことが好きですか/③自分にはよいところがあると思いますか)	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

【方向性】

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感」の軽減
- (2) こどもの「預けやすさ」の実感
- (3) 「小一の壁」の打破
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感」の軽減
- (5) 子育ての困りごと、「精神的負担感」の軽減
- (6) 情報へのアクセス向上と、子育ての見通しを持てるための支援
- (7) 親子の「身近な遊び場・居場所」の創出

【指標】

子育て家庭がゆとりを実感している割合

<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>

施策分野1 すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「4か月健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

基本施策2 地域における子育て支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみで子ども・子育てを温かく見守る環境づくり

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (令和10年度)

基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

【目標・方向性】

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
待機児童数	5人(令和6年4月1日)	0人
子どもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合(※)	<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>	

※「(仮)『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

【目標・方向性】

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかと言うと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496 回	3,500 回
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

【目標・方向性】

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目のない支援を実現するための関係機関等の連携

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539 人/年	7,700 人 (累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998 人/年	6,000 人 (累計)

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

【目標・方向性】

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (累計)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答した子どもの割合	68.1%	70.0%
DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【目標・方向性】

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
児童虐待による死亡者数	2人	0人
①子ども家庭センター設置数	①3か所	①18か所
②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、子ども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	(令和6年度) ②—	②30,000件
①里親委託率	①20.7%	①36.3%
②里親登録者数	②277組	②324組
③ファミリーホーム設置数	③8か所	③10か所

施策分野3 社会全体での子ども・子育て支援

基本施策9 社会全体で子ども・若者を大切にする地域づくりの推進

【目標・方向性】

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育ての推進
- (2) 子どもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 (※)
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定する。

第 5 期横浜市ひとり親家庭自立支援計画素案の検討状況について

1 趣旨

現行の第 4 期「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」（以下、「自立支援計画」という。）が令和 6 年度で終了となることから、今年度、第 5 期自立支援計画（令和 7 年度～11 年度）を策定します。第 5 期自立支援計画策定にあたり、素案の検討状況を報告します。

2 第 5 期自立支援計画のポイント

(1) 社会的背景や国の動き等を踏まえた取組の推進

令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき実施されている、国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充を踏まえて、ひとり親の就業支援・自立支援の強化や養育費確保支援の強化などを計画に位置付けます。

また、令和 6 年 5 月に民法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえて、共同親権の導入、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向に進むよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めることとしています。

(2) こどもへのヒアリングやアンケート結果の反映

令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」を踏まえて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親家庭のこどもにヒアリングやアンケート調査を行い、こどもにとっての課題や必要とする支援等について把握し、計画に盛り込みます。

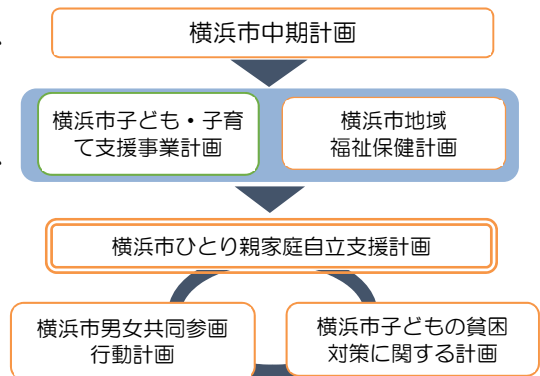
また、ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくこととしています。

3 計画素案（案）の概要

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本理念や具体的事業・取組を定めるものです。



2 計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

原材料価格の上昇や円安の影響などによる食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要です。

2 ひとり親家庭の現状と課題

「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」結果及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

(1) 子育てや生活支援

ア 稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっています。

イ ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親またはこどもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。

(2) 就業の支援

ア 本市のひとり親の就業率は高く、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%となっていますが、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたと考えています。

イ 子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援など、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

(3) 経済的支援

- ア 家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。
- イ 児童扶養手当の支給に加えて、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

(4) 養育費確保の支援

- ア 離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「養育費の取り決めをしている」割合は、母子家庭が52.3%、父子家庭が36.3%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。
- イ 相談・啓発の取組や養育費確保支援事業等の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。

(5) 相談・情報提供

- ア 「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。
- イ SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援及び交流支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

(6) こどもへのサポート

- ア 国の調査によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。
- イ こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

社会的背景やひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、ひとり親家庭の支援の基本方針を定めます。

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

- (1) 自立を支援する視点
- (2) こどもの視点
- (3) 地域支援の視点

3 支援における取組の方向性

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための生活・学習支援や養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもへの支援を進めます。

第4章 支援の具体的事業・取組

支援の基本方針を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策に取り組みます。

取組の柱	主な事業・取組
1 子育てや生活支援 ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援事業（ヘルパー派遣） ・横浜子育てサポートシステム ・市営住宅申込時の優遇 ・セーフティネット住宅 ・母子生活支援施設
2 就業の支援 雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況に合わせた、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等自立支援給付金事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・ジョブスポット
3 経済的支援 児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・就学援助 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・特別乗車券交付事業
4 養育費確保の支援 養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 ・養育費についての広報・啓発 ・養育費確保支援事業
5 相談機能や情報提供の充実 ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所等における相談及び情報提供 ・離婚前相談 ・当事者同士の交流や仲間づくり
6 こどもへのサポート こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親のこどもの相談支援 ・生活・学習支援事業 ・親子交流支援事業 ・こども食堂など地域の取組支援 ・こどもの意見を聴く取組の推進

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定予定の次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】 就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により 就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (5か年累計)

【指標2】 こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで 「将来の夢や就職について目標がある」と 回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】 横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率 （「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

4 今後のスケジュール

令和6年10～11月	計画素案公表、市民意見募集実施
12月	第4回市会定例会において、市民意見募集の実施結果及び 計画原案にかかる検討状況を報告
令和7年2～3月	第1回市会定例会において、計画原案を説明
3月	計画策定

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(令和7年度～11年度)

素案

(令和6年10月)

横 浜 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	策定の経緯及び第4期計画における主な取組	1

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1	社会的背景	5
2	ひとり親家庭の現状	7
3	ひとり親家庭の課題状況	10

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1	基本理念	16
2	支援の視点	16
3	支援における取組の方向性	16
4	支援における取組の柱	17

第4章 支援の具体的事業・計画

	ひとり親家庭自立支援計画事業体系図	19
1	子育てや生活支援	20
2	就業の支援	23
3	経済的支援	25
4	養育費確保の支援	28
5	相談機関や情報提供の充実	29
6	こどもへのサポート	31

第5章 計画推進にあたっての指標

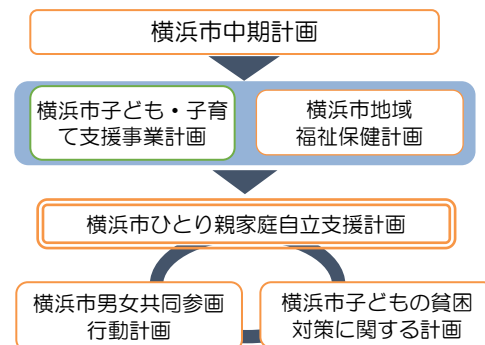
参考資料

	第4期計画の振り返り	34
	横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要	42
	ヒアリング等調査結果の概要	44
	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会	48

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



本市では、ひとり親家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度から、それぞれ5か年間の「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。※

第5期計画は、第4期計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査
- ・ 支援者・当事者団体及びひとり親家庭のこどもへのヒアリング等の実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定します。

※第4期計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年に改定された国基本方針との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行い、期間を令和6年度末まで2か年延長しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

3 計画の経緯及び第4期計画における主な取組

平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱	児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 *都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる	
平成15年4月	国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度） *母子家庭施策の総合的な展開 *自立支援計画の基本となるべき事項	
平成16年3月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成15年度～平成19年度）	

平成 20 年 4 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 20 年度～平成 24 年度）</p> <p>*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的支援を実施</p> <p>*就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化</p>	
平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画（平成 20 年度～平成 24 年度）	
平成 24 年 4 月	<p>民法等の改正法施行</p> <p>*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化</p>	
平成 25 年 3 月	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行</p> <p>*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等</p> <p>国の基本方針の対象期間の延長 (平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長)</p>	
平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	子どもの貧困が社会問題化
平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 25 年度～平成 29 年度）	
平成 26 年 8 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定	父子への支援拡充
平成 26 年 10 月	<p>母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ</p> <p>*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>	
平成 27 年 10 月	<p>国の基本方針（対象期間：平成 27 年度～平成 31 年度）</p> <p>*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。</p> <p>①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大</p>	
平成 30 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 31 年度～令和 4 年度）	
令和 2 年 3 月	<p>国の基本方針（対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度）</p> <p>*①ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充②ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充③母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給等、支援施策の拡充等</p>	
令和 3 年 3 月	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策	
令和 5 年 3 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画の改定（平成 31 年度～令和 6 年度）	
令和 5 年 12 月	こども大綱閣議決定	共同親権の法制化
令和 6 年 5 月	民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立	

第4期計画（平成30～令和6年度）期間内に実施した主な取組内容

＜国＞国制度 ＜市＞本市独自制度

年度	計画における分野	取組内容
平成30	養育費確保の支援	養育費セミナー：実施回数の増（年4回→年6回） ※ひとり親サポートよこはま実施事業
令和元	相談・情報提供	父子家庭の交流事業：父子がともに参加できるイベントを開催するなど、父子家庭の父どうしの交流の機会をつくる事業を開始＜市＞
令和2	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：中学1年生の子を持つひとり親家庭を対象に、子への学習支援（家庭教師の派遣）と親への相談支援を実施＜市＞
	相談・情報提供	SNSの活用：ひとり親サポートよこはまでLINEアカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の提供を開始＜市＞ ※ひとり親サポートよこはま実施事業
	経済的支援	ひとり親世帯フードサポート事業：フードバンク等から提供を受けた食品の配布会を、各区月1回程度実施する事業を開始＜市＞
令和3	就業の支援	高等職業訓練促進給付金：対象講座の拡充（受講期間1年以上→6か月以上、情報関連資格取得講座等の追加）＜国＞
	経済的支援	住宅支援資金貸付事業：新規実施＜国＞ ※市社協実施事業
	養育費確保の支援	養育費確保支援事業：公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始＜国＞
	相談・情報提供	ひとり親の親講座：ひとり親家庭の親または離婚を検討中の親を対象に、離婚が子に与える影響や、離婚に関わる法律知識などを学べる講座を新規実施＜市＞
令和4	就業の支援	自立支援教育訓練給付金：専門実践教育訓練給付金の支給上限額を増額（1年あたり20万円→40万円）＜国＞
		高卒認定試験合格支援事業：受講開始時補助金の支給制度を追加＜国＞
令和5	生活の支援	日常生活支援事業：利用者負担を最大300円から0円に無償化＜市＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：利用者の定員を80名から100名に増員＜市＞
	就業の支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：支給上限額を引き上げ＜国＞
令和6	こどもへのサポート・経済的支援	ひとり親家庭受験料補助事業：高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料を補助＜国＞
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金事業：対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃、専門実践教育訓練の対象講座の修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加で支給（最大85%の支給）＜国＞
	こどもへのサポート	思春期・接続期支援事業：子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充＜市＞

■ 本計画における用語の定義

・母子家庭

母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）

・父子家庭

父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

・寡婦

かつて母子家庭の母であって、こどもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方

・ひとり親家庭

母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

① 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」（以下、「本市調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

② 「全国ひとり親世帯等調査（令和3年度）」〈厚生労働省実施〉（以下、「全国調査」）

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

③ 「国勢調査（令和2年）」〈総務省実施〉

対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

■ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

(1) 物価上昇を背景にした困窮状況

ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。また、食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

こうした中、本市においても、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」等の必要な施策を講じてきました。

物価高騰の影響を受けているひとり親の安定した生活を支える観点から、その実情を踏まえた生活の支援を行う必要があります。

(2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があります。ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

こうした、ひとり親家庭における世帯全体の複合的な課題については、家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

(3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭、特に母子家庭の住宅確保に向けた現状については、持ち家率が低く、民間賃貸住宅に居住し、家賃を負担している場合が多くなっていますが、所得の低さから、家賃の負担が家計に重くのしかかっていると考えられます。一方、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

本市においては、住宅の確保について、市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

(4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

令和6年3月に、政府は離婚時の共同親権導入を含む民法改正案を閣議決定し、国会において、5月に可決、成立しました。当該改正案は、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるため、令和8年までに施行される予定です。

離婚後の共同親権の導入により、「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされるため、養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

一方で、DVや虐待など「子の利益を害する」場合は、必ず単独親権としなければならないこと、共同親権の場合でも急迫の事情がある場合には単独で親権を行使できることが定められています。

今後制定される、こどもと同居するなど一方の親だけで決定できる「急迫の事情」や「日常の行為」について周知するガイドラインを踏まえて、適切な親権行使を支援できるよう相談支援の取組を強化していくことが必要です。

(5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化し、子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。また、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立支援を図るため、令和6年度には、ひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）を見直しました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

(6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

また、同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことや、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重することや、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくことの重要性が明記されています。

このことを踏まえて、本計画におけるこどもへの施策については、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが重要です。

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635世帯で、内訳は母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785世帯で、内訳は母子家庭14,842世帯、父子家庭1,943世帯となっています。

令和5年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が73.8%、死別が14.4%、未婚が6.6%、母子家庭では、離婚が77.2%、死別が9.1%、未婚が8.5%、父子家庭では、離婚が62.7%、死別が31.3%、その他が0.5%となっています。

<参考>

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む。）

(単位：世帯)	令和2年	平成27年	平成22年
母子世帯	19,481	22,803	24,311
父子世帯	3,154	3,588	4,566
合計	22,635	26,391	28,877

母又は父と20歳未満の児童がいる世帯（ほかの家族との同居なし）

(単位：世帯)	令和2年	平成27年	平成22年
母子世帯	14,842	17,600	18,401
父子世帯	1,943	2,124	2,742
合計	16,785	19,724	21,143

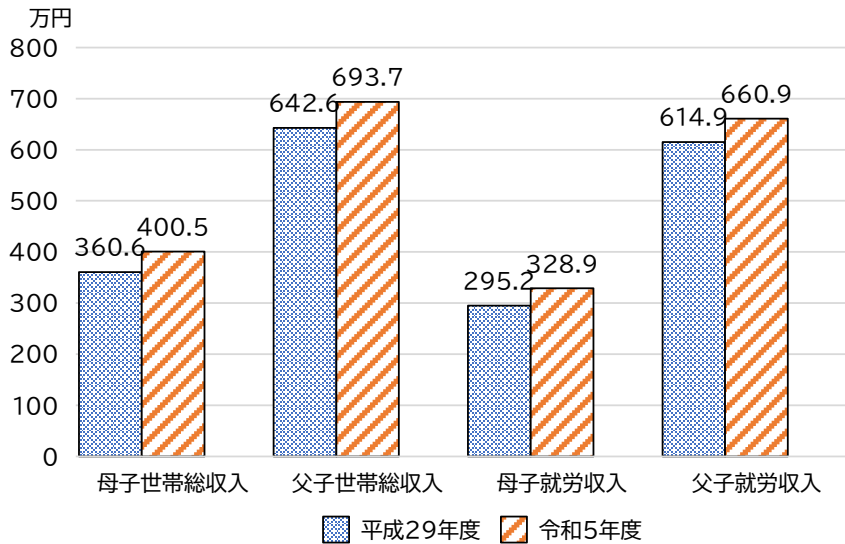
(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和5年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、本市調査によると、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっていて、母子家庭・父子家庭共に低く、特に母子家庭が著しく低いことが分かります。

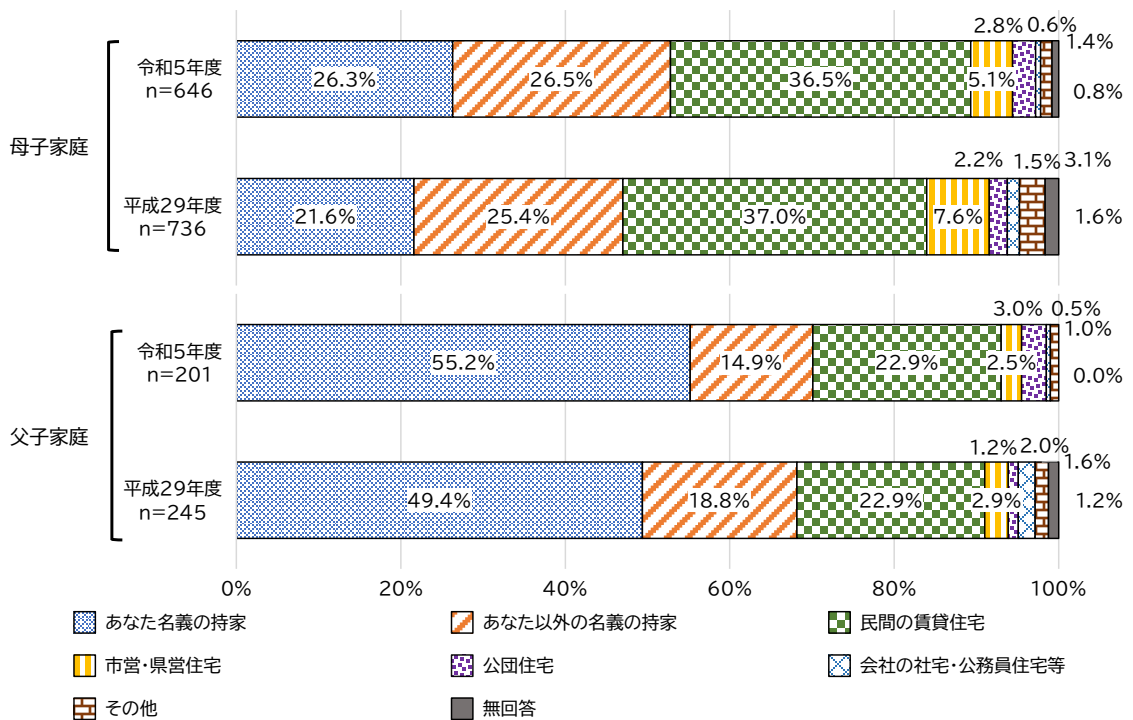
年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は473万円（前回432万円）ですが、母子家庭の平均収入は401万円（前回361万円）、父子家庭の平均収入は694万円（前回643万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は前回の平成29年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約5割が400万円未満となっています。

住居の状況は、「賃貸住宅」は、母子家庭で44.4%、父子家庭で28.4%、「自身の名義の持ち家」「本人以外の名義の持ち家」は、母子家庭で52.8%、父子家庭で70.1%となっていますが、令和4年国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、「持ち家」は72.3%、「賃貸住宅」は19.7%となっており、母子家庭、父子家庭ともに、「賃貸住宅」の比率が高くなっています。



【図1 母子家庭及び父子家庭の年間の世帯総収入及び稼働収入(就労収入)】



【図2 母子家庭及び父子家庭の住居の状況】

(3) ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親43.7歳、父親48.3歳、ひとり親になった時の年齢は、母親36.7歳、父親43.1歳となっています。

家族や親族等との同居について、「いる」は28.0%にとどまっています。「同居している人」については、「父母」が81.4%と多くなっています。

(4) ひとり親家庭のこどもについて

ひとり親家庭のこどもの人数は、「1人」が53.8%、「2人」が34.9%、「3人」が9.7%、「4人」が1.4%となっています。また、母子家庭のこどもの数は平均1.60人で、父子家庭では1.55人となっています。

こどもの就学・就業状況は、「7-12歳（小学生）」のこどもがいる世帯が28.4%で最も多く、次いで「16-18歳」が23.7%となりました。「0-6歳（小学校入学前）」のこどもは12.0%ですが、母子家庭では13.5%、父子家庭では6.8%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.4%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭は父子家庭に比べ、「生活費が不足している」の割合が高く、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、本市調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、41.6%と多くの人々が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。一方、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは46.0%、調査回答時点は23.4%、父子家庭では、ひとり親になったときは50.7%、調査回答時点では26.4%と時間の経過により減少する傾向があります。

(6) 福祉制度の認知・利用希望

ひとり親に関する福祉制度の認知状況については、「児童扶養手当」が85.8%、「ひとり親家庭等医療費助成」が73.7%と認知度が高くなっています。

しかし、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」、「養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金」、「ひとり親の親講座」、「父子交流事業（シングルファザーのしゃべり場）」、「夜間電話相談」の認知度は1割以下と低くなっています。

また、今後利用したい制度については、「無料法律相談」の37.5%といった養育費や親権等に関すること、「ひとり親サポートよこはま」の35.4%や「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の34.2%といった就業支援に関すること、「思春期・接続期支援事業（中学1年生への家庭教師派遣）」の31.4%といったこどもへの学習支援に関することなどへの希望が高い状況となっています。

3 ひとり親家庭の課題状況

(1) 子育てや生活支援

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢期が多く、日々の生活においての家事の援助や保育や放課後児童施策等の子育て支援が必要となっています。

本市調査における就職や求職時に求める支援策は、「放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること」が26.9%、「延長保育、休日保育、病児後保育が充実すること」が21.0%、「仕事を探したり、受講、通学時などに一時的にこどもを預かってもらうこと」が19.8%となっています。就業支援のため、乳幼児の保育及び学齢期の児童の放課後の居場所の充実は重要です。

育児等の協力を期待できる親族との同居は、28.0%であり、ひとり親家庭になった時に困ったこととして、「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%と、ヘルパー派遣等による家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

また、親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい状況にあるため、日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要です。

本市調査やヒアリングにおいては、家事・育児以外にも、親または子の疾病や障害など、様々な困難を抱えて悩んでいるとの回答がありました。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯があり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要です。支援者へのヒアリングでは、親の身体的・精神的負担の軽減のためのレスパイト（休養）や一時保育の充実が必要であるとの課題認識をいただいています。

ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われているため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい課題があり、さまざまなアプローチを続ける必要があります。

(2) 就業の支援

令和5年度本市調査によると、本市のひとり親の就業率は、母子家庭が89.8%（前回86.3%）、父子家庭が93.0%（前回89.4%）と前回調査より、高くなっています。

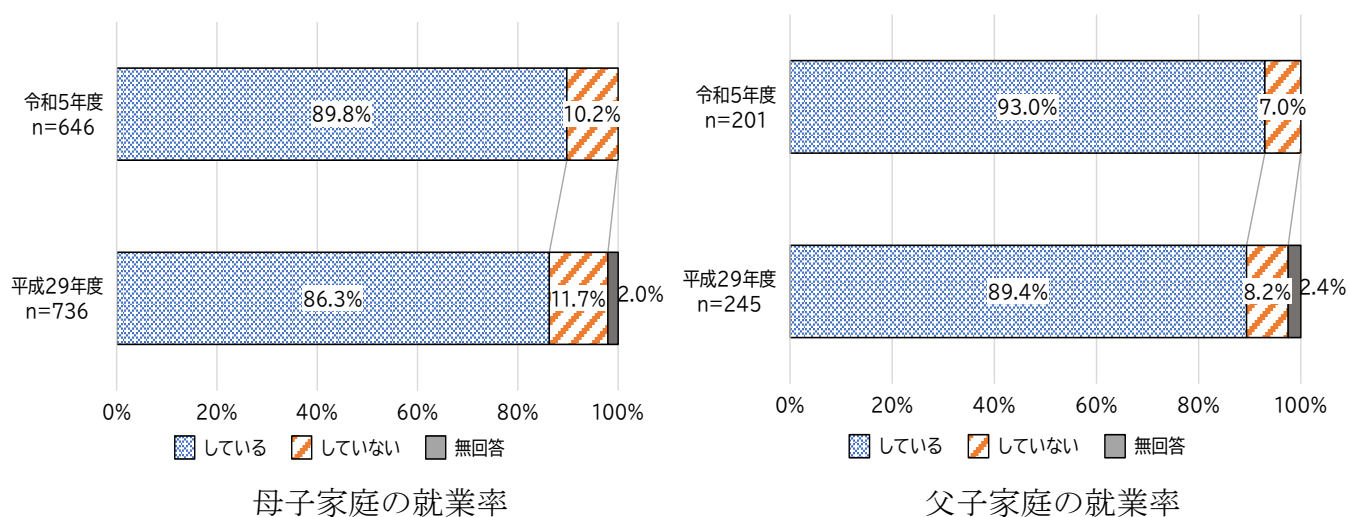
また、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が51.6%（前回44.6%）と前回調査より増加しているものの、「パート・アルバイト」29.1%（前回34.6%）、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」7.9%（前回9.0%）、「人材派遣会社の派遣社員」2.9%（前回5.0%）を合わせた非正規職員も約5割となっています。

さらに、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたいと考えています。

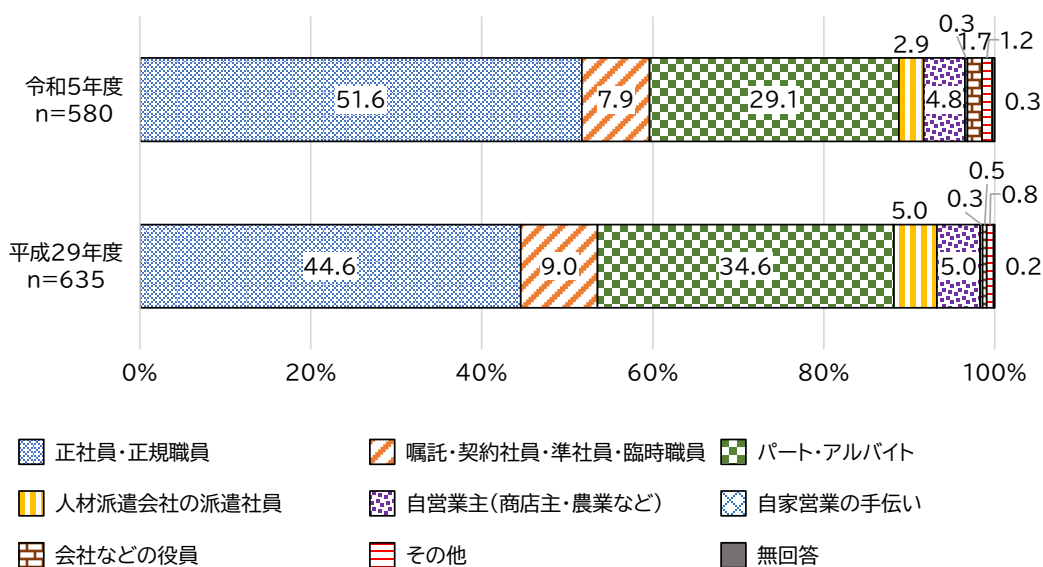
近年、テレワークやフレックスタイム制度等を活用した就業形態の多様化が進んでおり、制度の利用を希望されるひとり親が増えてきています。

本市調査の自由意見やヒアリングからも「こどもとの時間をとりたい」「在宅ワークであれば残業もできるため、収入を増やせる」「こどもや自分の病気の時に有休を認める制度が欲しい」など、多様な働き方や制度拡充を希望するひとり親は多くなっています。

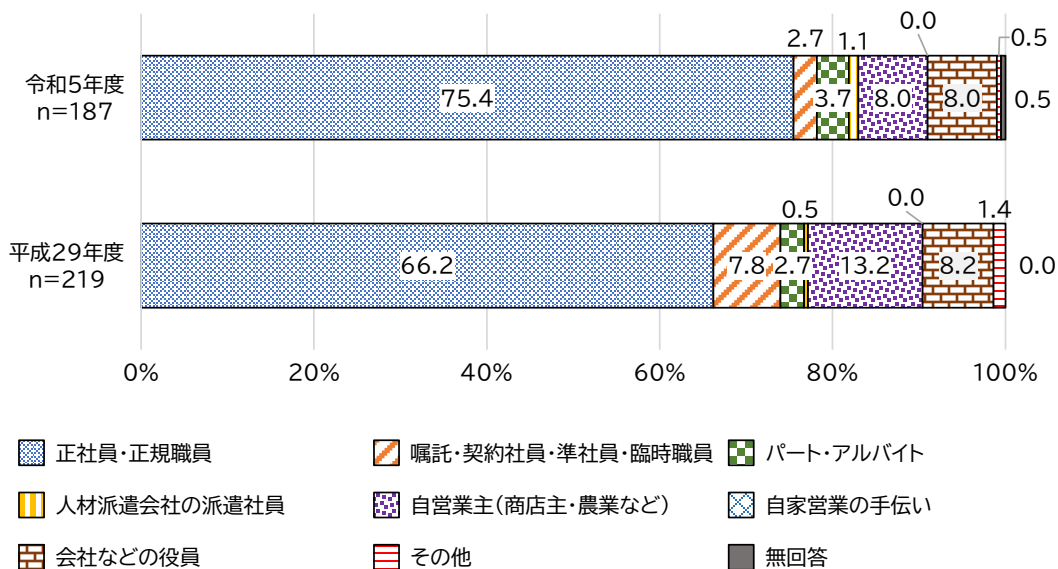
子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援や、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。



【図3 ひとり親家庭における就業率】



母子家庭の就業形態



父子家庭の就業形態

【図4 ひとり親家庭における就業形態】

(3) 経済的支援

令和5年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼりました。母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

また、ひとり親の就労収入は増加していますが、児童扶養手当の受給額の減額

や停止が心配で、働き控えを考える方もいます。また、児童扶養手当の支給停止により、手当と連動した様々な支援策から外れることも、ひとり親家庭の負担になっています。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

(4) 養育費確保の支援

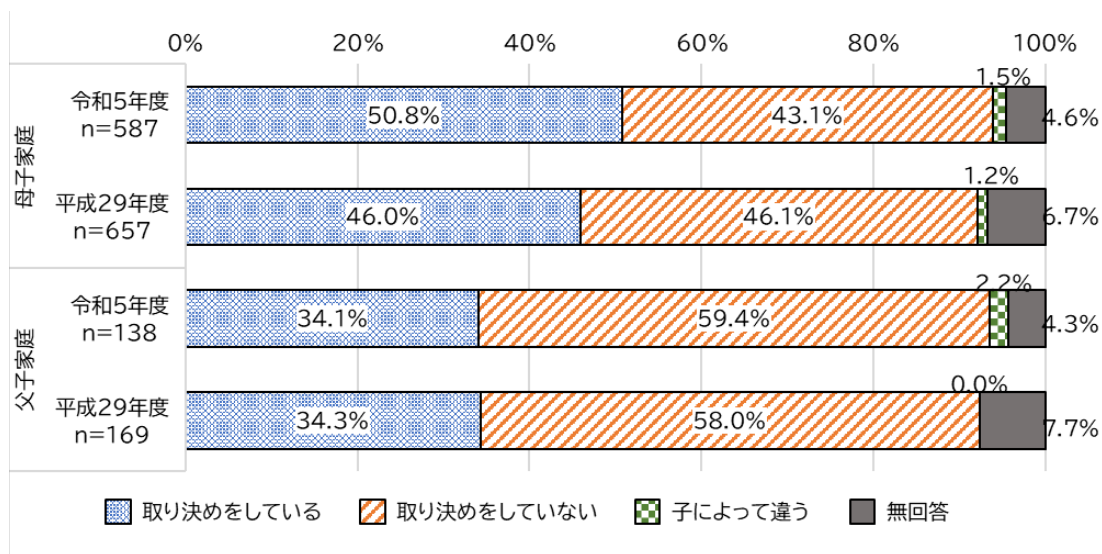
離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「子によって違う」を含めて、「養育費の取り決めをしている」と回答した母子家庭は52.3%（前回47.2%）、父子家庭は36.3%（前回34.3%）と半数近くの世帯で取り決めをしていません。また、受領状況について「現在も受けている」は母子家庭で36.5%、父子家庭で7.2%、「受けたことがあるが現在は受けていない」は母子家庭で15.3%、父子家庭で5.1%となっています。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手と関わりたくない」「相手に支払う意思がないと思った」「相手に支払う能力がないと思った」「取り決めの交渉がわずらわしい」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

こどもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。こどもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっかりと確保することが必要です。

本市においては、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談や、養育費セミナー等の開催等による啓発の取組を行ってきました。また、令和3年度から①公正証書の作成や調停により、養育費の取り決めを行う際の費用を補助する、②養育費保証契約の契約時費用を補助する、2つの方法による養育費確保支援事業を開始しました。さらに、令和6年度から、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用への補助を実施しています。

事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。



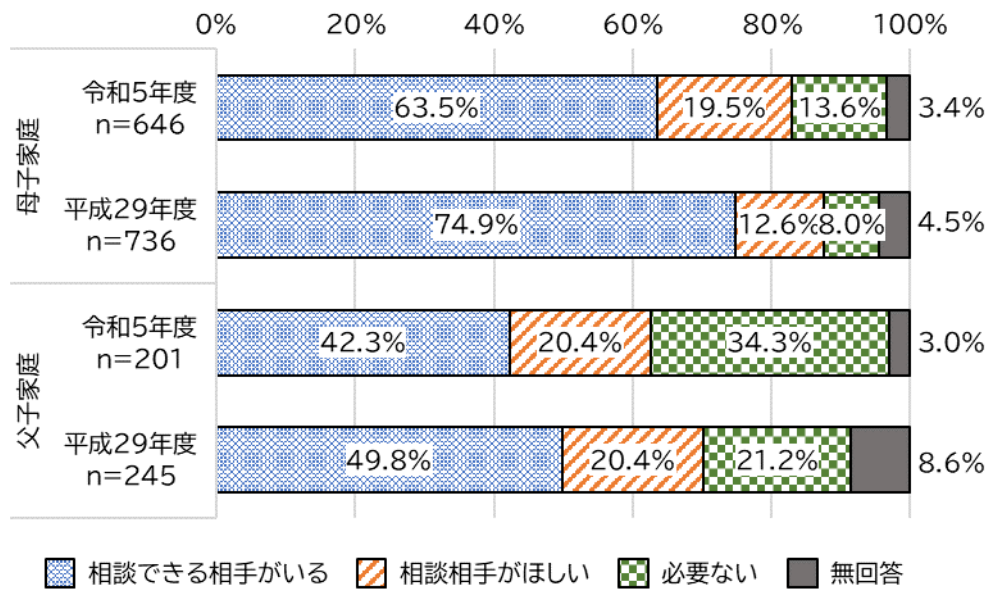
【図5 母子家庭及び父子家庭の養育費の取り決めの有無】

(5) 相談・情報提供

令和5年本市調査では、「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくことは有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないことや、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であり、相談相手が見つかりづらいといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

また、多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。



【図6 母子家庭及び父子家庭の相談相手の有無】

(6) こどもへのサポート

母子・父子を問わず、親との離死別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、そのことがこどもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、こどもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行う必要が生じていたり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合があります。

また、全国調査等によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。

こどもへのヒアリングやアンケート調査では、「進路の選択をするときに、学費のことを考えることはある」といった声もありました。

どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。

そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及び子どもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子どもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

基本理念のもと、ひとり親家庭に対して包括的な支援が進むよう、次の3つを、支援にあたって大切にしたい視点とします。

(1) 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

(2) こどもの視点

こどもに届く支援、こどもの視点に立った支援

(3) 地域支援の視点

ひとり親家庭やこどもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

3 支援における取組の方向性

3つの視点を踏まえ、次の2つの方向性を重視して、取組を進めます。

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等、時間や場所にとらわれない相談支援を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

さらに、特に父子家庭が抱える困難に着目した、分かりやすい情報提供や交流の機会づくりを推進します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。

また、養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。

支援の実施にあたっては、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

4 支援における取組の柱

3つの視点、2つの方向性を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策を推進します。

(1) 子育てや生活支援

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

また、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等、地域で支援に関わる関係者の方々や、こどもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

(2) 就業の支援

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）を中心に行います。

(3) 経済的支援

安定した生活を維持し、こどもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成等の各種制度を着実に実施するとともに、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

(4) 養育費確保の支援

こどもの養育について、婚姻関係の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たすことが、令和6年5月の

民法改正で明記されました。

養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

また、ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

(6) こどもへのサポート

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、こどもの相談支援を行います。また、貧困の連鎖を防ぐため、こども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援を行います。

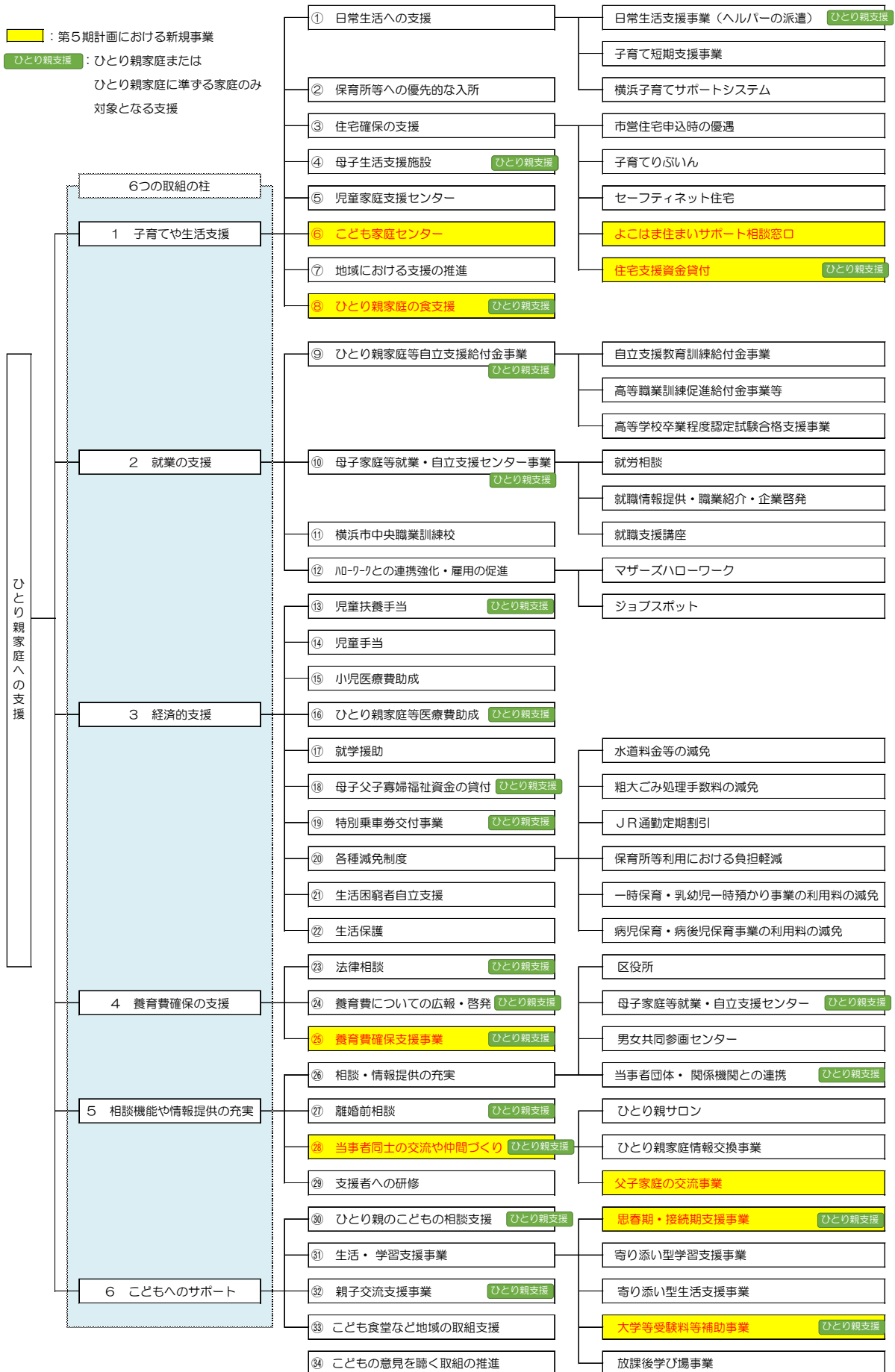
さらに、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援や、こども食堂など身近な地域における居場所づくりなど、こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。

【ひとり親家庭支援の基本方針の体系図】

基本理念	支援の視点	支援における取組の方向性・柱
ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます	1 自立を支援する視点	2つの方向性 1 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化 2 こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供
	2 こどもの視点	
	3 地域支援の視点	6つの取組の柱 1 子育てや生活支援 2 就業の支援 3 経済的支援 4 養育費確保の支援 5 相談機能や情報提供の充実 6 こどもへのサポート

第4章 支援の具体的事業・取組

ひとり親家庭自立支援計画事業体系図



1 子育てや生活支援

1 日常生活への支援

● 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）

ひとり親支援

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

● 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターでこどもを預かります。

（担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課）

● 横浜子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、こどもを預かって欲しい人とこどもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行うこどもの預け・預かりをサポートします。

また、ひとり親家庭等においては、利用料の一部を助成します。

（担当部署：こども青少年局地域子育て支援課）

2 保育所等への優先的な入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所等入所時の優先度をアップします。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育認定課）

3 住宅確保の支援

● 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

（担当部署：建築局市営住宅課）

● 子育てりぶいん

18歳未満のこどもがいる世帯が安心して入居できるよう、横浜市が認定した子育て環境に適した賃貸住宅に対し、家賃補助を行います。

（担当部署：建築局住宅政策課）

● セーフティネット住宅

子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給しています。

さらに一定の要件を満たす住宅に対しては、家賃や家賃債務保証料等の補助を行い、入居者の経済的な負担軽減を図ります。

(担当部署：建築局住宅政策課)

● よこはま住まいサポート相談窓口

住まいの確保にお困りの方などからの相談に対して、家賃の一部を補助する各種制度住宅等の紹介や福祉支援機関の案内などを行うことにより、相談者の個々の状況に応じた支援を実施します。

(担当部署：建築局住宅政策課)

● 住宅支援資金貸付

ひとり親支援

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課 [※事業主体は横浜市社会福祉協議会])

4

母子生活支援施設 《対象：母子》

ひとり親支援

18歳未満のこどもを養育している母子家庭、または母子家庭に準じる世帯で、様々な事情から支援を必要としている場合に、こどもと一緒に入所できる施設です。母子が、自立した生活を送ることができるよう、日常生活や就労、子育て等の支援を行います。

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のアフターケアを行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

5

児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、こどもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

6

こども家庭センター

「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

7

地域における支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

8

ひとり親家庭の食支援（フードサポート事業）

ひとり親支援

物価高騰等の影響により困窮に陥りやすいひとり親世帯に対し、フードバンク等から提供された食料品を配布する活動を支援します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

2 就業の支援

9

ひとり親家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

● 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

10

母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

● 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

● 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

1 1

横浜市中心職業訓練校

これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

(担当部署：横浜市中心職業訓練校)

1 2

ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化し、雇用の促進します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課及び健康福祉局生活支援課)

● マザーズハローワーク

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

● ジョブスポット

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭を含む生活困窮世帯への就労を支援します。

3 経済的支援

1 3 児童扶養手当

ひとり親支援

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

★令和6年11月分から所得制限限度額の引上げ及び第三子加算を拡充

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

1 4 児童手当

18歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

★令和6年10月分から支給対象児童を高校生年代まで拡充し、所得制限を撤廃

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

1 5 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

1 6 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

1 7 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費等、修学旅行費などを援助します。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

1 8 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

(担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課)

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

20 各種減免制度

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

● 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方、生活保護を受けているひとり親世帯）

● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除になります。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。（対象：児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯）

● 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、負担軽減を行っています。

● 一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の減免

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者のリフレッシュの場合に利用できる一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の負担軽減を行っています。

● 病児保育・病後児保育事業の利用料の減免

病気又は病気回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により、一時的に保育する病児保育・病後児保育事業の利用料の負担軽減を行っています。

21 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就労支援や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。

（担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課）

22 生活保護

病気や障害などで就労できない、就労していても必要な生活費を得られない、年金や手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない、不動産、自動車、預貯金など直ちに活用できる資産がない、などさまざまな事情により生活が困難な世帯に対し、最低限度の生活を保障しながら、就労支援などの自立に向けた支援を行います。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

4 養育費確保の支援

23 法律相談

ひとり親支援

離婚に関する法律相談や養育費、親権に関する事などについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

24 養育費についての広報・啓発

ひとり親支援

養育費は、こどもの成長のために必要不可欠であり、こどもの親として義務であること等について、広報・啓発を強化するほか、養育費セミナー等を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

25 養育費確保支援事業

ひとり親支援

調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。また、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用への補助を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

5 相談機能や情報提供の充実

26 相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報提供の充実を図ります。

● 区役所

区子ども家庭支援課をはじめとした窓口や、子育て応援アプリ「パマトコ」等での全般的相談・情報提供のほか、「ひとり親家庭のしおり」等の配布により、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。また、「子ども家庭相談」にて、妊娠期から思春期のお子さんの困りごと等の育児相談への相談支援機能の強化に取り組みます。

● 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親支援

離婚前後の生活の不安、ひとり親が使える制度、就労、こどものことなどについての個別相談、電話相談の実施や情報の提供を行います。また、ひとり親家庭に関係した情報を集約し、ホームページやメールマガジン、SNSを活用した情報発信を行います。

● 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デスク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実施しています。

● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

当事者団体が、ひとり親家庭が必要とする情報を、メールマガジン、SNS等で発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・関係機関との連携により、多面的な支援の輪を広げていきます。

（担当部署：子ども青少年局子ども家庭課）

27 離婚前相談

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

- **ひとり親サロン**

専門家による家計管理等の講習会や生活に関する相談、リフレッシュセミナー（ヨガやクリスマスコンサートなど）を実施します。

- **ひとり親家庭情報交換事業**

ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭が抱える悩みを共有し、相互に助け合う仲間づくりを支援します。

- **父子家庭の交流事業**

父子家庭の当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供のため、父子家庭を対象とした交流会を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

6 こどもへのサポート

30 ひとり親のこどもの相談支援

ひとり親支援

こどもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

また、ひとり親のこどもが相談しやすい窓口やツールなど、様々な機会 でひとり親のこどもが気軽に相談できるような支援を進めます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

31 生活・学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とするこどもに対し、学習支援や生活支援を行います。

● 思春期・接続期支援事業

ひとり親支援

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯を中心とした生活困窮者世帯等の中学生を対象に、将来の自立に向けた高等学校等への進学支援や基本的な生活スキルの習得に向けた支援を提供します。

また高校等に行っていないこどもも含めた高校生世代に対し、中退防止の取り組み及び、将来の選択肢の幅を広げるための講座、居場所の設置などの支援を提供します。

(担当部署：健康福祉局生活支援課)

● 寄り添い型生活支援事業

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を広げ自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施します。

(担当部署：こども青少年局青少年育成課)

● 大学等受験料等補助事業

ひとり親支援

ひとり親家庭に対し、進学へのチャレンジを後押しするため、大学等を受験する際の受験料等の一部を補助します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小中学生を対象に、放課後等に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を学校等で実施しています。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

3 2 親子交流支援事業

ひとり親支援

親子交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、こどもの健全やかな育ちにつながる親子交流の支援に取り組みます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

3 3 こども食堂など地域の取組支援

こども食堂等の地域の自主的な取組が、こどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

3 4 こどもの意見を聴く取組の推進

ひとり親家庭への施策推進にあたっては、こどもに対する学習支援でのアンケートの実施や、こどもの意見を受け止める相談支援体制づくりを進めるなど、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

令和11年度の数値目標は、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）にあわせ、設定しています。

【指標1】 就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により 就労に至ったひとり親の数	345 人/年	1,800 人 (5か年累計)

【指標2】 こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで 「将来の夢や就職について目標がある」と 回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】 横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握（5年に1度実施）

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率 （「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

● 計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びにこどもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。

参考資料

第4期計画の振り返り

第4期の主な取組

○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣を行う日常生活支援事業の拡充や、子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給するセーフティネット住宅や住宅支援資金貸付事業を開始しました。

保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の要点から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施しました。

自立支援教育訓練給付金の支給上限額を増額したほか、対象要件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃しました。

また、高等職業訓練促進給付金の対象講座を拡充し、高等学校卒業家庭認定試験合格支援事業の支給上限額を引き上げました。

○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付について拡充を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施しました。

さらに、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布しました。

課題

○ 日常生活支援事業についてはニーズが高まっており、引き続き、十分な財源や事業者の安定的な確保が必要です。

○ 市営住宅の申込時の優遇や住まいの確保に関する相談支援等を行っていますが、安定した住環境で生活できるよう、更なる支援策が求められています。

○ ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。

○ 子育てと就労の両立を支援するために、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援や、生活条件に合う仕事のあっせん、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

○ 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要です。

○ 経済的支援は、大きな支援になっている一方、こどもが大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先が限られるなど厳しい現状もあるため、中長期的な展望をもって、自立を支援していく必要があります。

○ 児童扶養手当の支給停止により、手当と連動した様々な支援策の対象から外れることが、ひとり親家庭の負担になっていることから、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

○ 就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援が必要です。

第4期の主な取組

○ 養育費確保の支援

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談を実施したほか、養育費セミナーの実施回数を増やして周知しました。

また、公正証書等による養育費の取り決めや、養育費保証契約の締結に要した費用の助成を開始しました。

○ 相談・情報提供

区役所子ども家庭支援課等に「ひとり親家庭のしおり」を配架し、ひとり親家庭の方に関連する福祉制度や相談窓口を周知しました。

離婚に関わる法律知識などを学べるひとり親の親講座や父子家庭の父同士の交流事業を開始しました。

また、ひとり親サポートよこはまでSNSアカウントを開設し、就労支援、ひとり親サロン等催事の情報提供を開始しました。

○ こどもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭のこどもに対する、生活・学習支援を実施しました。

また、高校3年生の児童がいる児童扶養手当受給世帯に対し、大学等の受験料補助を開始しました。

課題

○ 共同親権の法制化を踏まえて、養育費確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

○ 離婚前及び離婚時の情報提供について、制度等周知の取組の強化が必要です。

○ 事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子の健やかな成長を後押しすることが求められています。

○ 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。

○ 多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

○ どんな状況にあろうとも、こどもが健やかに成長できるよう、こどもの視点に立った、こどもへの支援の充実が必要です。そのため、こどもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援、進学及び就職にむけた支援を行うことが必要です。

○ こども食堂など身近な地域における居場所づくりなど、地域の見守り機能の取組が広がるよう、推進していく必要があります。

平成30年度～令和5年度実績一覧

	項目	内容	所管課等							
				平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1 子育てや生活支援	1) 日常生活への支援	日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。	子ども青少年局 子ども家庭課	日常生活支援事業利用者:382人 母子:297人 寡婦:0人 父子:85人	日常生活支援事業利用者:101人 母子:73人 寡婦:0人 父子:28人	日常生活支援事業利用者:86人 母子:79人 寡婦:0人 父子:7人	日常生活支援事業利用者:161人 母子:117人 寡婦:0人 父子:44人	日常生活支援事業利用者:207人 母子:165人 寡婦:0人 父子:42人	日常生活支援事業利用者:242人 母子:189人 寡婦:0人 父子:53人
		子育て短期支援事業	保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	利用者数:延べ5688人	利用者数:延べ5952人	利用者数:延べ5723人	利用者数:延べ5478人	利用者数:延べ5142人	利用者数:延べ5478人
		子育てサポートシステム	地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。	子ども青少年局 地域子育て支援課	援助活動件数:59,401件	援助活動件数:60,908件	援助活動件数:36,896件	援助活動件数:45,114件	援助活動件数:46,586件 ※令和5年1月～ひとり親家庭等支援事業開始:助成金支払件数44件	援助活動件数:66,619件 ※ひとり親家庭等支援事業:助成金支払件数574件
	2) 保育所等への優先的な入所	保育所等への優先的な入所	未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所等入所時の優先度をアップします。	区福祉保健センター 子ども青少年局 保育・教育認定課	保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしているひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。					
	3) 住宅確保の支援	市営住宅申込時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。	建築局市営住宅課	募集戸数 子育て世帯専用: 118戸 子育て支援倍率優遇:123戸	募集戸数 子育て世帯専用: 80戸 子育て支援倍率優遇:252戸	募集戸数 子育て世帯専用: 83戸 子育て支援倍率優遇:223戸	募集戸数 子育て世帯専用: 60戸 子育て支援倍率優遇:126戸	募集戸数 子育て世帯専用: 56戸 子育て支援倍率優遇:105戸	募集戸数 子育て世帯専用: 87戸 子育て支援倍率優遇:126戸
		民間住宅あんしん入居	家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。★令和2年度をもって事業終了とし、新たな住宅セーフティネット制度に統合しました。	建築局住宅政策課	利用件数:19件	利用件数:26件	利用件数:14件	-	-	-
		子育てりびいん	18歳未満の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、横浜市が認定した子育て環境に適した賃貸住宅に対し、家賃補助を行います。	建築局住宅政策課	管理戸数:372戸	管理戸数:372戸	管理戸数:372戸	管理戸数:372戸	管理戸数:344戸	管理戸数:312戸
		セーフティネット住宅	子育て世帯や高齢者、障害のある方、所得の低い方など住まいの確保にお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅を供給しています。さらに一定の要件を満たす住宅に対しては、家賃や家賃債務保証料等の補助を行い、入居者の経済的な負担軽減を図ります。	建築局住宅政策課	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:10戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:49戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:69戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:100戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:173戸	家賃補助付きセーフティネット住宅供給戸数:288戸
		住宅支援金貸付	児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	-	-	貸付件数:8件	貸付件数:33件	貸付件数:30件

		項 目	内 容	所管課等								
					平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	子育てや生活支援	4) 母子生活支援施設	施設の運営と環境整備	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	8か所(134世帯)	8か所(129世帯)	8か所(105世帯)	8か所(117世帯)	8か所(121世帯)	8か所(121世帯)	
			アフターケアのための職員配置	母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援を担当する職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	職員配置:7人	職員配置:7人	職員配置:7人	職員配置:8人	職員配置:8人	職員配置:7人	
		5) 児童家庭支援センター	児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。	子ども青少年局 子どもの権利擁護課	12施設	15施設	17施設	17施設	18施設	18施設		
		6) 子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター	区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び区福祉保健センターと地域子育て支援拠点との一層の連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。	子ども青少年局 地域子育て支援課	母子保健コーディネーター配置 区数 6区	母子保健コーディネーター配置 区数 11区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	母子保健コーディネーター配置 区数 18区	
		7) 地域力による支援の推進	ひとり親サロンの地域展開	同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。	子ども青少年局 子ども家庭課	回数:12回 参加者:147人	回数:8回 参加者:68人	回数:5回 参加者:40人	回数:9回 参加者:68人	回数:10回 参加者:95人	回数:10回 参加者:85人	
		8) ひとり親家庭の食支援	フードサポート事業(ばくサポ)	新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布し、食生活を支援するとともに、フードロスを削減します。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	-	延べ743世帯	延べ468世帯	延べ6,092世帯	延べ6,025世帯	
2	就業の支援		自立支援教育訓練給付金事業	主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。	子ども青少年局 子ども家庭課	支給:68人	支給:56人	支給:36人	支給:55人	支給:66人	支給:70人	
			9) ひとり親家庭等自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要な住宅支援資金の貸付を行います。	子ども青少年局 子ども家庭課	支給:106人	支給:94人	支給:98人	支給:145人	支給:227人	支給:262人
			高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。	子ども青少年局 子ども家庭課	支給:2人	支給:3人	支給:4人	支給:5人	支給:7人	支給:8人	

	項目	内容	所管課等	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2 就業の支援	10) 母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	支援者数:278人 就労者数:196人	支援者数:230人 就労者数:147人	支援者数:354人 就労者数:117人	支援者数:410人 就労者数:147人	支援者数:404人 就労者数:191人	支援者数:396人 就労者数:225人
		就職情報の提供・職業紹介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	子ども青少年局 子ども家庭課	職業紹介:25人 企業訪問:12社	職業紹介:4人 企業訪問:8社	職業紹介:8人 企業訪問:17社	職業紹介:13人 企業訪問:14社	職業紹介:9人 企業訪問:9社	職業紹介:8人 企業訪問:29社
		就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。	子ども青少年局 子ども家庭課	介護職員初任者研修: 5人受講	介護職員初任者研修: 5人受講	介護職員初任者研修: 4人受講	介護職員初任者研修: 4人受講	介護職員初任者研修: 5人受講	介護職員初任者研修: 3人受講
		11) 横浜市中央職業訓練校	横浜市中央職業訓練校	これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親に、就職に役立つ知識や技術を身につけるための職業訓練、就職支援を行います。	横浜市中央職業訓練校	ひとり親家庭向けの科目の設定、ひとり親家庭への優先枠を設けた科目の設定、募集ちらしを区子ども家庭支援課、母子家庭等就業・自立支援センター等に配布等を行っています。				
12) ハローワークとの連携強化・雇用の促進	マザーズハローワーク	求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	児童扶養手当現況確認時に、出張窓口の設定や、リーフレットの配架等を実施するなど、連携を図っています。						
	ジョブスポット	横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭を含む生活困窮世帯への就労を支援します。	区福祉保健センター 健康福祉局生活支援課 子ども青少年局 子ども家庭課	各区生活支援課において就労支援が必要な方に必要なサービスが届けられるよう、適切な案内を行っていきます。また児童扶養手当現況確認時に、出張窓口の設定や、リーフレットの配架等を実施するなど、連携を図っています。						
3 経済的な支援	13) 児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 ★令和6年11月分から所得制限限度額の引上げ及び第三子加算を拡充	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	児童扶養手当受給者数:18,708人	児童扶養手当受給者数:18,041人	児童扶養手当受給者数:17,426人	児童扶養手当受給者数:16,995人	児童扶養手当受給者数:16,286人	児童扶養手当受給者数:15,566人
	14) 児童手当	児童手当	18歳になって最初の3月31日までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 ★令和6年10月分から支給対象児童を高校生年代まで拡充し、所得制限を撤廃	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	児童手当受給者数:290,837人	児童手当受給者数:286,598人	児童手当受給者数:282,644人	児童手当受給者数:278,636人	児童手当受給者数:243,816人	児童手当受給者数:233,402人

	項目	内容	所管課等	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3 経済的な支援	15) 小児医療費助成	小児医療費助成	健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。	区福祉保健センター保険年金課 健康福祉局医療援助課	受給対象者: 278,631人	受給対象者: 313,252人	受給対象者: 314,879人	受給対象者: 317,649人	受給対象者: 307,741人	受給対象者: 432,657人
	16) ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が、医療機関で受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。	区福祉保健センター保険年金課 健康福祉局医療援助課	受給対象者: 41,211人	受給対象者: 40,482人	受給対象者: 36,547人	受給対象者: 37,925人	受給対象者: 36,568人	受給対象者: 35,035人
	17) 就学援助	就学援助	お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	認定者数:34,218人	認定者数:32,785人	認定者数:32,355人	認定者数:31,751人	認定者数:30,442人	認定者数:28,894人
	18) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。	区福祉保健センター 子ども青少年局 子ども家庭課	件数:503件 金額: 252,196,800円	件数:440件 金額: 224,807,000円	件数:350件 金額: 181,695,900円	件数:296件 金額: 155,312,008円	件数:300件 金額: 158,238,141円	件数:246件 金額: 138,373,250円
	19) 特別乗車券交付事業	特別乗車券交付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。	子ども青少年局 子ども家庭課	特別乗車券交付枚数: 16,923枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 335枚	特別乗車券交付枚数: 16,312枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 315枚	特別乗車券交付枚数: 14,899枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 286枚	特別乗車券交付枚数: 14,261枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 268枚	特別乗車券交付枚数: 13,512枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 247枚	特別乗車券交付枚数: 12,827枚 シーサイドライン定期券交付枚数: 242枚
	※) 寡婦（夫）控除のみなし適用	寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。 ※ 令和3年度の住民税から、未婚のひとり親に対しても税制上の控除が適用されることとなったため、「寡婦（夫）控除のみなし適用」は原則終了	子ども青少年局 子ども家庭課	横浜市独自に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、未婚であっても税制度の寡婦（夫）控除等が適用されたものとみなして、対象家庭の刑事的負担の軽減を図りました。			※国の税制改正により、令和3年度の住民税（所得税は令和2年分）から、未婚のひとり親に対して税制上の控除が適用されることになりました。 この税制改正により、横浜市独自の「寡婦（夫）控除のみなし適用」については、原則終了しました。		
	21) 生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就労支援や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。	区福祉保健センター健康福祉局生活支援課	新規相談件数 6,062件 ※内ひとり親 327件	新規相談件数 6,907件 ※内ひとり親 313件	新規相談件数 26,977件 ※内ひとり親 700件	新規相談件数 16,804件 ※内ひとり親 464件	新規相談件数 9,954件 ※内ひとり親 358件	新規相談件数 8,174件 ※内ひとり親 436件
	22) 生活保護	生活保護	働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。	区福祉保健センター健康福祉局生活支援課	3,423世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)	3,168世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)	2,901世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)	2,728世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)帯	2,574世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)帯	2,480世帯 ※ 母子世帯数 (4月時点)帯

		項目	内容	所管課等							
					平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4	養育費確保の支援	23) 法律相談	法律相談	離婚に関する法律相談や養育費、親権に関することなどについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	法律相談: 162人626件(内 養育費139件)	法律相談: 156人587件(内 養育費132件)	法律相談: 159人902件(内 養育費133件)	法律相談: 166人951件(内 養育費151件)	法律相談: 157人912件(内 養育費134件)	法律相談: 140人948件(内 養育費124件)
		24) 養育費についての広報・啓発	養育費についての 広報・啓発	養育費は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等について、広報・啓発を強化するほか、養育費セミナー等を実施します。	子ども青少年局 子ども家庭課	養育費セミナー6 回86人	養育費セミナー5 回82人	養育費セミナー5 回58人	養育費セミナー5 回69人 養育費確保支援 事業利用者39人	養育費セミナー6 回60人 養育費確保支援 事業利用者80人	養育費セミナー6 回85人 養育費確保支援 事業利用者93人
		25) 養育費確保支援事業	養育費確保支援事業	調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。また、ADR（裁判外紛争解決手続）や弁護士費用への補助を行います。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	-	-	公正証書等の作成費用補助:35 件 養育費保証契約 の費用補助:4件	公正証書等の作成費用補助:74 件 養育費保証契約 の費用補助:6件	公正証書等の作成費用補助:90 件 養育費保証契約 の費用補助:3件
5	相談機能や情報提供の充実	26) 相談・情報提供の充実	相談・情報提供の 充実	ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報の強化を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進しました。					
		27) 離婚前相談	離婚前相談	DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。	区福祉保健センター 子ども家庭支援課	電話相談:194件 法律相談:102件	電話相談:170件 法律相談:80件	電話相談:194件 法律相談:98件	電話相談:167件 法律相談:108件	電話相談:170件 法律相談:98件	電話相談:186件 法律相談:97件
		28) 当事者同士の交流や仲間づくり	ひとり親サロン(再掲)	専門家による家計管理等の講習会や生活に関する相談、リフレッシュセミナー（ヨガやクリスマスコンサートなど）を実施します。	子ども青少年局 子ども家庭課	回数:12回 参加者:147人	回数:8回 参加者:68人	回数:5回 参加者:40人	回数:9回 参加者:68人	回数:10回 参加者:95人	回数:10回 参加者:85人
			ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭の情報交換会を開催し、ひとり親家庭が抱える悩みを共有し、相互に助け合う仲間づくりを支援します。	子ども青少年局 子ども家庭課	参加者:81人	参加者:52人	参加者:42人	参加者:67人	参加者:105人	参加者:97人
			父子家庭の交流事業	父子家庭の当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供のため、父子家庭を対象とした交流会を実施します。	子ども青少年局 子ども家庭課	-	参加者:6人	- ※新型コロナウイルスのため実施なし	参加者:2人	参加者:3人	参加者:2人
29) 支援者への研修	支援者への研修	母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子ども青少年局 子ども家庭課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進しました。							

	項目	内容	所管課等							
				平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
6 子ども自身へのサポート	30) ひとり親のこどもの相談支援	ひとり親のこどもの相談支援	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。	子ども青少年局こども家庭課	区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任こども家庭支援担当職員研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進しました。					
		思春期・接続期支援事業	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。	子ども青少年局こども家庭課	二区 延べ319人	一区 延べ144人	子への支援:53人 親への支援:48人	子への支援:61人 親への支援:55人	子への支援:74人 親への支援:64人	子への支援:96人 親への支援:73人
		寄り添い型学習支援事業	生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。	区福祉保健センター 健康福祉局生活支援課	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区	寄り添い型学習等支援事業実施 区数: 18区
	31) 生活・学習支援事業	寄り添い型生活支援事業	生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅を広げ自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施します。	子ども青少年局青少年育成課	延べ11,346人	延べ11,514人	延べ14,167人	延べ16,458人	延べ18,214人	延べ24,196人
		放課後学び場事業	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小中学生を対象に、放課後等に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を学校等で実施しています。	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	55校	86校	92校	93校	105校	106校
		32) 親子交流支援事業	親子交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、こどもの健やかな育ちにつながる親子交流の支援に取り組めます。	子ども青少年局こども家庭課	ひとり親家庭のしおりや啓発資料にて、相談先の紹介(家庭問題情報センター(FPIC)・法テラス等)を実施しました。					
		33) 子ども食堂など地域の取組支援	子ども食堂等の地域の自主的な取組が、こどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	子ども青少年局地域子育て支援課	子どもの居場所づくり立上げ等支援補助金 交付団体数 1団体	子どもの居場所づくり立上げ等支援補助金 交付団体数 7団体	- ※新型コロナウイルスのため実施なし	子どもの居場所づくり活動支援補助金 交付団体数 12団体	子どもの居場所づくり活動支援補助金 交付団体数 12団体	子どもの居場所づくり活動支援補助金 交付団体数 11団体

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年1月24日から2月5日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から同一世帯上、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。(その他の家族がいる場合を含む。)

	今回（令和5年度）			〈参考〉前回（平成29年度）		
	調査票送付数	回収数	回収率	調査票送付数	回収数	回収率
母子家庭	2,900	646	22.3%	2,600	736	28.3%
父子家庭	1,100	201	18.3%	1,000	245	24.5%
合計	4,000	847	21.2%	3,600	981	27.3%

2 結果の概要

() 内は、平成29年度調査

		全体	母子家庭	父子家庭
1 ひとり親 になった理由	離別	73.8% (73.9%)	77.2% (77.0%)	62.7% (64.5%)
	死別	14.4% (15.4%)	9.1% (10.2%)	31.3% (31.0%)
	未婚	6.6% (5.7%)	8.5% (7.5%)	0.5% (0.4%)
	別居、その他	5.2% (5.0%)	5.1% (5.3%)	5.5% (4.1%)
2 住居の状 況	賃貸住宅	40.5% (41.7%)	44.4% (46.8%)	28.4% (27.0%)
	持ち家	33.2% (28.5%)	26.3% (21.6%)	55.2% (49.4%)
	本人以外の名 義の持ち家	23.7% (23.8%)	26.5% (25.4%)	14.9% (18.8%)
	会社の社宅 等、その他	2.5% (5.9%)	2.8% (6.2%)	1.5% (4.8%)
	1か月あたり の住居費	8.6万円 (7.4万 円)	7.9万円 (6.7万 円)	10.5万円 (9.2万 円)
3 平均年間世帯総収入 (※ 1)		473万円 (432万 円)	401万円 (361万 円)	694万円 (643万 円)
4 平均年間就労収入※ (※ 1)		413万円 (379万 円)	329万円 (295万 円)	661万円 (615万 円)
5 就業率		90.6% (87.1%)	89.8% (86.3%)	93.0% (89.4%)

6 就業形態	正社員・正規職員	57.4% (50.1%)	51.6% (44.6%)	75.4% (66.2%)
	パート・アルバイト	22.9% (26.5%)	29.1% (34.6%)	3.7% (2.7%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	6.6% (8.7%)	7.9% (9.0%)	2.7% (7.8%)
	人材派遣会社の派遣社員	2.5% (3.9%)	2.9% (5.0%)	1.1% (0.5%)
	自営業主（商店主・農業など）	5.6% (7.1%)	4.8% (5.0%)	8.0% (13.2%)
	会社などの役員	3.3% (2.5%)	1.7% (0.5%)	8.0% (8.2%)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.2%)	1.5% (1.3%)	0.5% (1.4%)
7 平均就業時間		33 時間 (35 時間)	32 時間 (33 時間)	37 時間 (41 時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事 (事務的な仕事)	事務的な仕事 (事務的な仕事)	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)
	上位 2 位	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)	管理的な仕事 (管理的な仕事)
	上位 3 位	営業・販売の仕事 (サービスの仕 事・資格なし)	営業・販売の仕事 (サービスの仕 事・資格なし)	事務的な仕事 (建設の仕事)
9 養育費	取り決め率	49.3% (44.6%)	52.3% (47.2%)	36.3% (34.3%)
	受領率 (※ 2)	44.3% (38.6%)	51.8% (45.5%)	12.3% (11.9%)
	1 か月あたり の受領額 (※ 2)	6.0 万円(5.5 万 円)	6.3 万円 (5.8 万 円)	2.4 万円 (2.3 万 円)
10 親子交流	取り決め率	33.8% (31.6%)	32.7% (30.4%)	38.4% (36.1%)
	実施率 (※ 2)	64.4% (59.2%)	62.2% (58.3%)	73.9% (62.7%)

※ 1 総支給額

※ 2 過去に受領または実施していた場合を含む。

ヒアリング等調査結果の概要

1 ヒアリング等状況

		ヒアリング対象	実施日
1	支援者・支援者団体	民生委員・児童委員協議会、 主任児童委員連絡会	8月2日 8月6日 8月13日
2		市社会福祉協議会事務局	6月18日
3		市立保育園	7月9日
4		市内私立幼稚園	7月22日
5		小・中学校（教育委員会事務局）	6月19日
6		母子生活支援施設（アンケート実施）	6月
7		横浜市男女共同参画センター横浜	7月26日
8		区こども家庭支援課社会福祉職	6月27日
9	当事者団体	一般財団法人 横浜市ひとり親家庭福祉会	6月25日
10		一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	8月25日
11	こどもの意見	①アンケート（回答者数86名） ②座談会（参加者数6名）	①7月 ②8月25日

2 当事者団体及び支援者団体への主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・こどもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- ・今後より一層必要と考えられる支援の内容 等

3 当事者団体及び支援者団体へのヒアリングから見てきた状況

（子育てや生活支援について）

- ひとり親家庭福祉会やこども食堂等は、食支援等をきっかけに身近な相談先となり、有効だが、スポット的に支援が不足している地域があるため、地域資源として、そういった団体を作っていく必要がある（支援者）

- ひとり親の負担を軽減するためのレスパイト施設や、休日利用ができる子の預かり施設を増やしていくべきと考える。(支援者)
- DV被害や障害、生活困窮等、複合的な課題を抱えているひとり親世帯も多く、保育園の送迎・訪問看護・育児支援・家事支援・経済管理等様々なサービスが必要である。(支援者)
- こども食堂等での、食をきっかけとしたひとり親家庭のこどもの居場所づくりは有効である。「つながっている」という精神的な支援が大切。(支援者)

(就業の支援について)

- 本人に働く意欲があっても、こどもが不登校、障害がある場合など、なかなか働くことができない。こどもと過ごす時間をもっと多く取りたいことから、テレワークを望むが、在宅ワークのスキルがないことや、在宅ワークができる自宅環境や設備等もないため、難しいのが現状である。(当事者)
- 仕事をするこどもとの時間が取れず、こどもが犠牲になるという考えではなく、仕事を頑張る姿を見せて、こどもと一緒に頑張ることで、こども自身の自己肯定感を高めていけるとよい。(当事者)

(経済的支援について)

- ひとり親家庭の親が実親と不仲で頼れる人がいないという相談も多い。そういった場合の居住支援やシェアハウスで住民同士が助け合うような環境があればよい。(支援者)
- 生活費や教育費など、金銭的な課題が一番と感じる。教育費については、学生支援機構など無償の奨学金のメニューはあるが、入学後の支給になるため、入学前に一時的に必要となる入学金や前期学費など100万円程度は捻出しなければならない。つなぎローンがもっと必要である。(当事者)

(養育費確保の支援について)

- 養育費支払いに対して、親子交流を引き合いに出してこられると困ることがある。弁護士費用は高いため、間に行政機関や公的機関等に入ってほしい。(当事者)

(相談・情報提供について)

- フルタイム勤務、子に障害がある場合など、時間的、精神的な余裕がなく、支援に結びつかない場合がある。スマートフォン等で支援(相談・物資・交流)に繋がれるとよい。(支援者)
- 地域や学校等で、ひとり親家庭の父や母が、他の父親や母親と、日頃からちょっとした悩みを話せるような交流機会を提供することが有効である。(支援者)
- 思春期の女子を父子家庭の父が育てることに課題をもっている家庭は多く、父子家庭への情報や交流機会の提供が必要と考える。(支援者)
- 区役所、学校、民生委員でより連携して対応していく必要がある。情報共有が重要。(支援者)

(こどもへのサポートについて)

- 家庭内の親子関係の不和があった場合、こどもへのサポートが難しい場合がある。主任児童委員、民生委員、学校のスクールカウンセラー、地域の居場所、SNS相談等がこどもの支えになればと思う。(支援者)
- 親のニーズにばかり目を向けるのではなく、こども目線を重視した施策が必要と考える。(支援者)

4 こどもへのヒアリング結果

小学1年生から大学1年生までのひとり親家庭(母子家庭)のこども6名を対象に、毎日の生活の中で感じている事、将来について思っている事などについて、グループトーク形式のヒアリングを実施しました。

ヒアリング対象者：小学1年生女子、小学3年生男子、小学3年生女子、
中学2年生女子、高校3年生女子、大学1年生男子

(親の仕事について)

- 休みなしで仕事・子育てをしていることがすごい、でも大変そうだなと感じる。(中学2年生)
- 親が働いているときには、きょうだいとテレビを見るなどして過ごしていたが、寂しいときはあった。親は忙しそうだから、ゆっくり休んで欲しいと思っている。(高校3年生)
- いつも大変そうに仕事をしている。でも仕事を頑張っているところは好き。(小学3年生)
- もっと長い休みがとれたらいいのにと思うことがある。(小学3年生)

(日々の生活について思うこと)

- 中学生の時に、給食ではなく弁当だったことで親に負担をかけたと思う。(大学1年生)
- 進路については、短大に行く予定だが、学費が心配。親子でお金の相談もした。最終的にはやりたいことや学校の雰囲気短大を選んだ。(高校3年生)
- 今のままでいい。(小学3年生)
- ひとりでお留守番したことはない。放課後キッズクラブに親が迎えに来てくれる。家ではお話ししてくれるのでさみしくない。(小学1年生、小学3年生)

(ひとり親家庭のこどもとして思うこと)

- 進路の選択をするときに、学費のことを考えたりすることはあるが、我慢ではない。自然にそう思っている。(中学2年生)
- あまり他の家庭と比べたことはない。やりたいことをやらせてもらえていると思っている。(大学1年生)

5 こどもへのアンケート結果

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭におけるこどもの困りごとや意見等の把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年7月11日から7月31日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

調査対象：令和2年から令和6年の間に「横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の学習支援を受けた又は受ける予定のひとり親家庭 353 世帯

回収状況：回答者数 86 名（回収率 24.3%）

内訳：母子家庭 82 名、父子家庭 4 名

中学1年 37 名、中学2年 22 名、中学3年 10 名、

高校1年 12 名、高校2年 3 名、不明・未回答 2 名

2 結果の概要

【関心があること・打ち込んでいること】※複数回答可

友達との遊びや活動・ゲーム 55名

部活や習い事 50名

ひとりで遊ぶゲーム 32名

【現在困っていること】※複数回答可

勉強や進路のこと 47名

困っていることはない 27名

お金のこと 16名

【困っていることを相談できる人】※複数回答可

母親 55名

友達 53名

学校の先生 21名

祖父母 15名 (参考：相談できる人はいない 3名)

【あったらいいなと思う支援や手助け】※複数回答可

家庭教師や塾代の支援 43名

学習用品の支給支援 29名

食品の配布 25名

仲間づくりや学習の場など、居場所の提供 21名

食事の場の提供（こども食堂など） 21名

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

■委員

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職
1	川田 悦子	マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官
2	篠原 恵一	母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長
3	丹羽 麻子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長
4	濱田 静江	社会福祉法人たすけあいゆい 理事長
5	本間 春代	本間法律事務所 弁護士
6	松浦 正義	横浜市民生委員児童委員協議会理事 緑区民生委員児童委員協議会会長
7	道下 久美子	一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長
8	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
9	渡邊 修一	NPO法人 サステナブルネット 理事長

10	竹内 弥生	緑区こども家庭支援課長
11	鋪 歆奈	戸塚区こども家庭支援課長
12	森田 和枝	泉区和泉保育園長
13	近堂 次郎	横浜市中央職業訓練校長（経済局雇用労働課長）
14	伊藤 泰毅	健康福祉局生活支援課長
15	石津 啓介	建築局住宅政策課担当課長
16	末吉 和弘	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長

■事務局

	氏名	所属・役職
1	秋野 奈緒子	こども青少年局こども福祉保健部長
2	藤浪 博子	こども青少年局こども家庭課長

横浜市こども青少年局こども家庭課

令和6年10月発行

横浜市中区本町 6-50-10

Eメール kd-katei@city.yokohama.lg.jp

電話番号：045-671-2390 FAX 番号：045-681-0925

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/plan/jiritsu-shien.html>